

## 静岡県立大学・短期大学部機関リポジトリ運用指針

(趣旨)

- 1 静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部（以下「本学」という。）において運用する静岡県立大学・短期大学部機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に関する事項は、この指針の定めるところによる。

(定義)

- 2 この指針において「リポジトリ」とは、本学の学術研究成果を社会に還元し、もって学術研究及び社会に貢献することを目的として、本学の構成員が作成にかかわった電子的形態の学術研究成果を、静岡県立大学附属図書館及び静岡県立大学短期大学部附属図書館（以下「附属図書館」という。）が網羅的に収集、蓄積及び保存を行い、インターネットを通じて学内外に無償で公開することをいう。

(委員会)

- 3 リポジトリの管理運営に関して必要な事項は、図書館情報委員会及び図書館紀要委員会（以下「委員会」という。）で審議する。

(リポジトリの管理運営)

- 4 リポジトリの管理運営は、附属図書館において行うものとし、次に掲げる事項を行う。

(1) サーバの管理。

(2) 著者である研究者の、出版者における著作権等の方針に関する調査を支援すること、または当該調査結果を提供すること。

(3) リポジトリへの学術研究成果の登録。

(4) その他リポジトリの管理運営に関し必要な事項。

(登録者)

- 5 リポジトリに学術研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は以下のとおりとする。

(1) 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員及び大学院生。

(2) その他、附属図書館長が特に認めた者。

(登録対象となる学術研究成果の範囲)

- 6 リポジトリに登録する学術研究成果の範囲（種別・定義）については、以下のとおりとする。

(1) 第5項に規定する者が本学在籍中に作成し、または作成に関与した学術研究成果であること。

(2) 電子的フォーマットで作成され、ネットワークを通じて配信できること。

(3) 登録者の所属する部局が、リポジトリに登録する学術研究成果の範囲についての基準を決定している場合、それに当てはまり、登録者が登録を希望したものであること。

(4) 知的財産権に係る法令及び本学の規程等が遵守されていること。

(5) 次に掲げる事項について法令上又は社会通念上問題が生じないものであること。

イ 名誉、プライバシー等の人権に関する事項

ロ 情報セキュリティに関する事項

ハ 守秘義務に関する事項

(6) その他公開することについて問題が生じないものであること。

(学術研究成果の登録)

7 学術研究成果の登録を希望する登録者は、次の各号に掲げる条件を承諾した上で、別紙「静岡県立大学・短期大学部機関リポジトリ登録許諾書」(様式1～3)及び学術研究成果を附属図書館長に提出するものとする。ただし、本学の規程等でインターネットによる公開が義務付けられている場合は、この限りではない。

(1) 附属図書館は学術研究成果を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。

(2) ネットワークを通じて(1)の複製物を公開(送信)する。

(3) 保存及び可読性の維持のための複製・媒体変換を行う。

(学術研究成果の著作権)

8 学術研究成果がリポジトリに登録された後も、著作権は附属図書館に移転されることなく、著作権者の元に留保される。

(学術研究成果の削除)

9 登録された学術研究成果の削除は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。

(1) 登録者が、理由を付して削除の申し出を行い、附属図書館長が認めた場合。

(2) 法に反する、公序良俗に反する、盗用・剽窃によることが明らかである、または内容が著しく不適切である等の理由により、委員会が削除を決定した場合。

(3) その他、登録によって支障が生じると認められる場合

(改版の登録及び旧版の削除)

10 登録者は、既に登録された学術研究成果の改版された新しい版を登録することができる。この場合、前項(1)の規定にかかわらず、登録者の判断で旧版を削除することができる。

(登録者の責任)

11 登録された学術研究成果の内容に関する責任は、登録者が負うものとする。

(雑則)

12 この指針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、委員会の議を経て、附属図書館長が定める。

附 則

この指針は、平成23年7月12日から施行する。

附 則

この指針は、平成26年1月28日から施行し、平成25年4月1日から適用する。



